

指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所選定にあたって

用語の定義・一覧表の注釈

- (1) 指定緊急避難場所
災害の危険から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、洪水、崖崩れ・土石流・地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに市が指定するもの。
- (2) 指定避難所
避難した住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設で市が指定するもの。
- (3) 福祉避難所
指定避難所での生活が困難な要配慮者が安心して生活ができる体制を整備した施設
- (4) 「指定避難所」欄が「○」の施設は、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる。
- (5) 「収容人員」は、避難所として使用する場合の被災者の収容数であり、体育館等の面積に応じて、3.5㎡当たり1人で算出。
(人道憲章と人道支援における最低基準（スフィア基準）参考)
- (6) 「災害種別ごとの評価」欄の凡例
○：この指定緊急避難場所は、当該災害の避難場所に適している。
△：備考欄に記載の一定条件により、この指定緊急避難場所は、当該災害の避難場所に適している。
×：この指定緊急避難場所は、当該災害の避難場所に適していない。

〔洪水〕

凡例	判定基準
○	敦賀市洪水ハザードマップ（笹の川水系（想定最大規模）、井の口川水系（想定最大規模））において浸水区域にかからない施設等又は0.5m未満の浸水区域にある施設
△	0.5m～3m未満の浸水区域にある施設で2階以上へ避難が可能な場合
×	3m以上の浸水区域にある施設又は0.5m以上の浸水区域にある施設で2階以上避難ができない場合 浸水区域にある公園等（調整池の場合は、浸水区域外でも×とする。）

※施設等・・・建物（立体駐車場含む。）だけでなく、公園や広場等の場所を指す。
※公園等・・・公園や広場、駐車場等の屋外で平地な場所を指す。

〔土石流〕

凡例	判定基準
○	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域にかからない施設等
△	敷地の一部が土砂災害警戒区域にかかるが、避難に影響が見込まれない施設等
×	敷地の一部が土砂災害警戒区域にかかり、避難に影響が見込まれる施設等 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域にかかる施設等

〔崖崩れ・地滑り〕

凡例	判定基準
○	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域にかからない施設等
△	敷地の一部が土砂災害警戒区域にかかるが、避難に影響が見込まれない施設等
×	敷地の一部が土砂災害警戒区域にかかり、避難に影響が見込まれる施設等 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域にかかる施設等

〔高潮〕

凡例	判定基準
○	沿岸部から距離があり、高潮による影響が見込まれないと考えられる施設等
△	沿岸部に近いが、高潮による影響が見込まれないと考えられる施設等

〔地震〕

凡例	判定基準
○	新耐震基準を満たす施設 旧耐震基準（昭和56年以前）の施設で耐震性があると認められる施設又は耐震補強を行った施設
×	新耐震基準を満たしていない施設又は旧耐震基準（昭和56年以前）の施設かつ耐震性がないと判定され、耐震補強が行われていない施設 施設等周辺に危険を及ぼすおそれのある建築物等がある場合

〔津波〕

凡例	判定基準
○	敦賀市津波ハザードマップにおいて浸水区域にかからない施設等
△	0.5m未満の浸水区域にある施設で2階以上へ避難が可能な場合又は沿岸部及び河川沿いにある施設で2階以上へ避難が可能な場合
×	0.5m以上の浸水区域にある施設 浸水区域にある公園等又は沿岸部及び河川沿いにある公園等で津波による影響が見込まれる場合

〔大規模な火事〕

凡例	判定基準
○	防火地域にかからない施設等
×	防火地域にかかる施設等